

市民税非課税世帯であることを証明する書類の例

令和8年度 介護保険料額決定通知書 兼 特別徴収開始通知書

様式第38号の2(第27条関係)
047-8660
北海道小樽市
花園2丁目12番1号

※ ■

みほん

令和 8年 6月15日

小樽 太郎 様

小 樽 市 長

迫 俊 哉



※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

令和 8年度 介護保険料額決定通知書 兼 特別徴収開始通知書

令和 8年度分の介護保険料を次のとおり決定（変更）しましたので通知します。

被保険者番号	0000123456	被保険者氏名	小樽 太郎
生 年 月 日	昭和16年 8月25日	性 別	男
住 所	北海道小樽市花園2丁目12番1号		
決 定 年 月 日	令和 8年 6月 1日	決 定 理 由	確定賦課

年間保険料額

20,180 円

これからの保険料納付方法等

保 険 料 徴 収 方 法	特別徴収
特 別 徴 収 義 務 者	厚生労働大臣
特 別 徴 収 対 象 年 金	老齢基礎年金

月	期別	保険料額 (円)		普通徴収の場合の納期限
		特別徴収	普通徴収	
4月		3,400		
5月				
6月	6月期	3,400	0	令和 8年 6月30日
7月	7月期		0	令和 8年 7月31日
8月	8月期	3,400	0	令和 8年 8月31日
9月	9月期		0	令和 8年 9月30日
10月	10月期	3,380	0	令和 8年11月 2日
11月	11月期		0	令和 8年11月30日
12月	12月期	3,300	0	令和 8年12月28日
1月	1月期		0	令和 9年 2月 1日
2月	2月期	3,300	0	令和 9年 3月 1日
3月	3月期		0	令和 9年 3月31日
計		20,180	0	
合計額		20,180 円		1

※特別徴収：年金から差引きして保険料を納める方法です。 普通徴収：納付書または口座振替によって保険料を納める方法です。
※2月の特別徴収の欄に金額の記載がある場合は、原則として翌年度の4・6月も同額が仮徴収されます。

保険料算定の基礎

期間	月数 ①	保険料段階	保険料額 ②	保険料算出額 ③ ②×①/12	減免額 ④	減免後保険料額 ③-④
4月 ~ 3月	12	第1段階	20,180 円	20,180 円	0 円	20,180 円 (端数処理後)

保険料段階の算出根拠

本人課税区分	世帯課税区分	生活保護
非課税	非課税	

※介護保険法施行令附則第二十四条及び二十五条 規定適用後の
普通徴収（口座振替等）の場合の口座情報

金融機関	
口座種別	口座番号
口座名義人	

<問合せ先>
小樽市福祉保険部 介護保険課計画・保険グループ
小樽市花園2丁目12番1号 TEL: (0134) 32-4111 内線 454
審査請求及び取消訴訟の提起

「本人」、「世帯」の両方に「非課税」と
記入されている場合は、予防接種実施
医療機関に提示すると自己負担額が
免除されます。

- この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、北海道介護保険審査会（〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話：011-231-4111）に審査請求をすることができます。
- この決定の取消しの訴えの提起は、前項の審査請求の裁決を経た後でなければなりません。この取消訴訟の提起は、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小樽市（訴訟において小樽市を代表するものは小樽市長となります。）を被告として、札幌地方裁判所に対してすることができます。ただし、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消訴訟を提起することができなくなります。
- 取消訴訟は、審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②この決定により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経ないで、取消訴訟を提起することができます。